

資料2

## ヒト組織・ヒト胚に関する 法的規律

東北大学 米村滋人

### 本日の内容

- 1 はじめに
- 2 ヒト組織をめぐる法律関係
- 3 ヒト胚をめぐる法律関係

### 本日の内容

- 1 **はじめに**
- 2 ヒト組織をめぐる法律関係
- 3 ヒト胚をめぐる法律関係

### 平成15年中間報告書 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」

#### Ⅲ. ヒト受精胚の倫理的位置付け

- 委員の大多数の見解は、ヒト受精胚を「モノ」とみることとはできないのはもちろんであるが、人権を享有する「人」と同じ位置付けを持つものとするのもできないとするもの[であった。]
- ヒト受精胚については、人格を持つ「人」ではなく、単なる「モノ」でもない中間的存在として位置付けざるを得ない。……「ヒト胚の取扱いは『モノ』に対するのと同じであってはならない、しかし『人』と同一であるべきでもない」ということ以上に何を意味するかは不明確であるため、さらに考察を加える必要がある。

### 平成15年中間報告書 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」

#### Ⅷ. 胚の取扱いの制度的枠組み

- ヒト受精胚は、「人の尊厳」を堅持していくためにも、「人の生命の萌芽」として尊重されねばならない。
- 政府は、このような、ヒト受精胚等の倫理的な位置付けと取扱いのあり方を何らかの制度として明確に示すべきである。
- 委員の見解の大勢は、当面はガイドラインによる規制をもって対応することを支持しつつ、将来的にはヒト受精胚等に関する法令の必要性に関する検討も視野に入れて、国民的対話、国民的議論を進めることを求めるものである。

### 平成16年最終報告書 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」

#### 第2. ヒト受精胚

##### 2. ヒト受精胚の位置付け

- 現行法上、ヒト受精胚の法的な位置付けを明文上定め、その尊重を規定する法規範は存在せず、これに「人」としての地位を与える規定もないが、民法、刑法等の解釈上、人に由来する細胞として、通常の「物」とは異なった扱いがなされていると考えられている。
- ヒト受精胚は、「人」そのものではないとしても、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在であり、かかる意味で「人の生命の萌芽」として位置付けられるべきものと考えられる。